

学校法人三島学園役員及び評議員の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人三島学園寄附行為第39条規定に基づき、役員（校長を除く。）及び評議員（教職員を除く。）の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員及び評議員の報酬)

第2条 役員の報酬は、理事会等会議への出席その他法人業務のための勤務に対し、日額10,000円とする。ただし、理事長の報酬は、月額200,000円とする。

2 評議員は、無報酬とする。

(旅費)

第3条 役員及び評議員が、会議への出席等の職務を遂行した場合には、交通費実費と日当5,000円を支給する。

(その他経費)

第4条 役員及び評議員が、その職務遂行上必要とした経費は別に支給する。

(規程改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月16日改正）

この改正規程は、平成7年2月1日から適用する。

附 則（平成19年12月5日改正）

この改正規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月26日改正）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月18日改正）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。